

掛川市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。
その関係図面は、平成23年7月4日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月4日

掛川市長 松 井 三 郎

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	中央小南線	下俣字権現134-18	下俣字権現134-5	6.00m～ 10.40m	83.24m
2	沖之須40号線	沖之須字太夫淵295-2	沖之須字太夫淵新田293	1.60m～ 6.00m	60.20m